

## 木もれびの家 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービス契約書

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人美絆(以下「事業者」という。)は、契約者が事業者から提供される小規模多機能型居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

### 第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険法令及びこの契約に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、その居宅において、第4条に定める小規模多機能居宅介護サービスを提供します。

- 2 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

### 第2条 (契約期間)

この契約の期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期限とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

- 2 上記契約期間満了日の7日以上前までに契約者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

### 第3条 (居宅サービス計画及び小規模多機能居宅介護計画の作成・変更等)

事業者の介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した居宅サービス計画及び小規模多機能居宅介護計画を作成します。

- 2 事業者の介護支援専門員は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について、契約者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 3 事業者の介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画作成後も、当該計画の実施状況及び契約者の様態の変化等を把握し、契約者の希望にも配慮し、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- 4 契約者は、事業者に対し、いつでも小規模多機能型居宅介護計画を変更するよう申し出ることができます。事業者の介護支援専門員は、契約者からの申し出があった場合、変更の必要があるかどうかを調査し、その結果サービス内容を変更する必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して居宅介護サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更します。
- 5 事業者の介護支援専門員は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

### 第4条 (小規模多機能型居宅介護サービスの基本内容)

事業者は、小規模多機能型居宅介護サービスとして、事業者のサービス拠点において契約者に対して日常生活の世話及び機能訓練を提供するサービス(以下、「通いサービス」という)、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス(以下「訪問サービス」という)及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス(以下、「宿泊サービス」という)を柔軟に組み合わせ、小規模多機能居宅介護計画に沿って提供します。

### 第5条 (居宅サービス事業者等との連携)

事業者は、契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び主治医との密接な連携に努めます。

### 第6条 (小規模多機能型居宅介護サービスの提供記録)

事業者は、契約者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を整備し、契約に終了後2年間保存します。

- 2 契約者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該契約者に関する前項のサービスの提供記録の閲覧謄写を求めることができます。  
ただし、謄写に際して、事業者は契約者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

## 第7条 (利用料等)

事業者が提供する小規模多機能型居宅介護サービスの利用月毎の利用料及びその他の費用は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

- 2 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として近江八幡市から給付を受ける額（以下、「介護保険給付費額」という。）の限度において、契約者に代わって保険者から支払いを受けます。
- 3 契約者は、介護保険給付対象サービスについて、サービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（自己負担分：原則サービス利用料金の1割または2割）を事業者に支払います。ただし、介護保険法令に基づいて、契約者が、保険給付を償還払い（一旦契約者が事業者に対し全額を支払い、その後契約者が保険者から介護給付費の払戻を受ける支払方法）の方法で受ける場合には、事業者に対し、利用料の全額を支払います。
- 4 当該サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払います。
- 5 月途中で要介護度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 6 事業者から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない場合、契約者は、事業者に対し、利用料の全額を支払います。
- 7 事業者は、当月の請求書を翌月15日までに契約者に送付します。
- 8 契約者は、事業者に対し、当月の利用料を、毎月翌月27日までに口座自動振替の方法で支払います。
- 7 事業者は、契約者から利用等の支払いを受けたときは領収証を発行しますが、申し出のある場合を除き通帳の記帳による確認とします。

## 第8条 (保険給付の請求のための証明書の交付)

事業者は、契約者に対して提供した小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約者から利用料の全額を支払いを受けた場合、契約者から求められたときは、契約者に対し、サービス提供証明書を交付します。

- 2 サービス提供証明書には、提供した小規模多機能型居宅介護サービスの内容、利用単位、費用等を記載します。

## 第9条 (利用料の滞納)

契約者が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料を1ヶ月以上滞納した場合において、事業者が、契約者に対して10日以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず全額の支払いがないとき、乙は、契約者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで契約者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。

- 2 契約者が、事業者に対し、前項の一時停止の意思表示をした後、2週間経過しても全額の支払いがないとき、乙は、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

## 第10条 (料金の変更)

事業者は、介護保険給付対象サービス料金について、介護給付費体系の変更があった場合、当該料金を変更することができる。

- 2 事業者は、利用者に対し30日前までに文書で通知することにより、第6条第7項に定める利用料金を相当額に変更することができる。
- 3 契約者は、前項の変更に同意できない場合には、事業者に対して文書で通知することにより、この契約を解除することができる。

## 第11条 (サービスの中止)

契約者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。
- 3 事業者は、天候・災害等の理由により、サービスを中止することがあります。この場合の取り扱いについては、重要事項説明書に記載したとおりです。

## 第12条 (契約の終了)

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 契約者が死亡したとき
- (2) 契約者の要介護状態区分が、自立と認定されたとき。
- (3) 第13条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- (4) 第14条に基づき、契約者から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

- (5) 第15条に基づき、事業者から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (6) 契約者が、介護保険施設へ入所したとき。

### 第13条 (契約者からの中途解約)

契約者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、文書で通知することにより本契約を即時に解約することができます。
  - (1) 第10条第3項により本契約を解約する場合
  - (2) 契約者が入院した場合

### 第14条 (契約者からの契約解除)

契約者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者が、第10条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が、故意または過失により契約者またはその家族等に対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- (4) 事業者が破産または解散命令、指定取り消しを受けた場合

### 第15条 (事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、もはや第1条に定めるこの小規模多機能型居宅介護サービス利用契約の目的を達することが不可能となったとき、7日以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

### 第16条 (損害賠償)

事業者は、サービスを提供する時に、事業者の責めに帰すべき事由により契約者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、契約者に対してその損害を賠償します。

ただし、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立して生活を営むことができるよう、介護等を提供することを理念としており、契約者の自立した生活実現のためには、緊急やむを得ない場合を除き、契約者に対し、隔離、身体的拘束、その他の方法により契約者の行動を制限しません。
- 3 事業者は、事故が発生しないよう可能な限り配慮しますが、契約者の症状（認知症等）ないし、身体能力によってはサービス提供において、転倒・転落・窒息等の事故の発生を完全に防ぐことができません。契約者およびその家族は事業者の理念および不慮の事故の可能性を十分に理解した上で本契約を締結します。

### 第17条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

### 第18条 (緊急時の対応)

事業者は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に契約者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙「重要事項説明書」記載の主治の医師又は協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。

- 2 前項の場合、事業者は、別紙「重要事項説明書」記載の緊急連絡先に直ちに連絡します。

### 第19条 (身分証携行義務)

事業者の従業者のうち訪問サービスの提供に当たる者は、常に身分証を携行し、初回訪問時、契約者や契約者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 第20条 (守秘義務等)

事業者及び従業者は、正当な理由がない限り、契約者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたって知り得た契約者又は契約者の家族の秘密を漏らしません。

- 2 事業者は、従業者が退職後、在職中知り得た契約者又は契約者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、契約者の個人情報を用いる場合は契約者の同意を、契約者の家族の個人情報を用いる場合は当該契約者の家族から同意を、あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者又は契約者の家族の個人情報を用いませぬ。
- 4 事業者及び事業者の従業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者又は契約者の家族の同意を得ることなく、契約者又は契約者の家族の個人情報を第三者に提供することがあります。
  - (1) 契約者について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、守秘義務が免除される時。
  - (2) 契約者について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、契約者の同意を得ることが困難である時。
  - (3) 個人情報保護法第23条1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許される時。

## 第20条 (苦情処理)

契約者又は契約者の家族は、提供された小規模多機能型居宅介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の相談窓口に苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、契約者から提供した小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約者又は契約者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

## 第21条 (合意管轄)

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、大津地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを契約者及び事業者は予め合意します。

## 第22条 (契約外事項)

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、契約者、及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために、本契約書を2通作成し、契約者及び事業者は記名押印の上、各自1通ずつ保有することとします。  
令和 年 月 日

契約者 住 所 滋賀県近江八幡市

氏 名

署名代行者 住 所

氏 名

本人との関係

事業者 住 所 滋賀県近江八幡市鷹飼町 1485 番地 6

名 称 社会福祉法人 美絆

代表者氏名 理事長 松 尾 隆 志